

## 野洲市新型コロナウイルス感染症に伴う小規模事業者借地料臨時支援金 Q&A 集

### 【支援対象者】

Q1 支援対象となる小規模事業者の要件とはどのようなものか。

A1 「野洲市新型コロナウイルス感染症に伴う小規模事業者借地料臨時支援金」における小規模事業者とは、中小企業基本法第2条第5項に規定する事業者とします。具体的には、常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については5人）以下の事業者を指します。「従業員」の考え方については、以下をご参照ください。

#### 《常時使用する従業員について》

中小企業基本法における「常時使用する従業員」とは、労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」と解されます。これには、日々雇い入れられる者、2か月以内の期間を定めて使用される者、季節的業務に4か月以内の期間を定めて使用される者、試の使用期間中の者は含まれません。

#### 《「野洲市新型コロナウイルス感染症に伴う小規模事業者借地料臨時支援金」における「従業員」について》

「野洲市新型コロナウイルス感染症に伴う小規模事業者借地料臨時支援金」では、以下の方は「常時使用する従業員数」に含めないものとします。

- (a) 会社役員（ただし、従業員との兼務役員は「常時使用する従業員」に含む。）
- (b) 個人事業主本人（なお、専従者（家族従業員）は「常時使用する従業員」に含む。）
- (c) 以下のいずれかの条件に該当する、パート労働者等
  - (c-1) 日々雇い入れられる者、2か月以内の期間を定めて雇用される者、または季節的業務に4か月以内の期間を定めて雇用される者（ただし、所定の期間を超えて引き続き雇用されている者は「常時使用する従業員」に含む。）
  - (c-2) 所定労働時間が同一の事業所に雇用される「通常の従業員（※）」の所定労働時間に比べて短い者

#### ※「通常の従業員」について

「野洲市新型コロナウイルス感染症に伴う小規模事業者借地料臨時支援金」における通常の従業員とは、社会通念に従い、事業所において通常の従業員と判断される従業員とします。労働契約の期間の定めがない、長期雇用を前提とした待遇を受ける賃金体系である等、雇用形態、賃金体系などを総合的に勘案して判断することになります。

例えば、事業所にいわゆる正規型の従業員がいない場合、フルタイムの基幹的な働き方をしている従業員がいれば、その従業員が通常の従業員となり、その従業員より所定労働時間が短い従業員（1日または1週間の労働時間および1か月の所定労働日数が、通常の従業員の4分の3以下である）はパートタイム労働者とします。

「(c-2) パートタイム労働者」に該当するのは、「1日の労働時間および1か月の所定労働日数が4分の3以下」か、「1週間の労働時間および1か月の所定労働日数が4分の3以下」のみに限ります。

Q2 従業員数により小規模事業者かどうか判定するにあたり、自らの業種をどのように判定したら良いか。また、別業種に属する複数の事業を持つ場合は、どのように取り扱われるのか。

A2 以下、「第13回改訂（平成26年4月1日施行）」からどの業種に該当するのかがご確認ください。また、業種の異なる複数の事業を持つ場合は、「主たる事業」に該当する業種で小規模事業者かどうかを判断します。

第13回改訂（平成26年4月1日施行）

| 中小企業基本法上の類型 | 日本標準産業分類上の分類   |
|-------------|--|
| 卸売業         | 大分類I（卸売業、小売業）のうち<br>中分類5 0（各種商品卸売業）<br>中分類5 1（繊維・衣服等卸売業）<br>中分類5 2（食料品卸売業）<br>中分類5 3（建築材料、鉱物・金属材料等卸売業）<br>中分類5 4（機械器具卸売業）<br>中分類5 5（その他の卸売業）   |
| 小売業         | 大分類I（卸売業、小売業）のうち<br>中分類5 6（各種商品小売業）<br>中分類5 7（繊維・衣服・身の回り品小売業）<br>中分類5 8（食料品小売業）<br>中分類5 9（機械器具小売業）<br>中分類6 0（その他の小売業）<br>中分類6 1（無店舗小売業）<br>大分類M（宿泊業、飲食サービス業）のうち<br>中分類7 6（飲食店）<br>中分類7 7（持ち帰り・配達飲食サービス業）   |
| サービス業       | 大分類G（情報通信業）のうち<br>中分類3 8（放送業）<br>中分類3 9（情報サービス業）<br>小分類4 1 1（映像情報制作・配給業）<br>小分類4 1 2（音声情報制作業）<br>小分類4 1 5（広告制作業）<br>小分類4 1 6（映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業）<br>大分類K（不動産業、物品賃貸業）のうち<br>小分類6 9 3（駐車場業）<br>中分類7 0（物品賃貸業）<br>大分類L（学術研究、専門・技術サービス業）<br>大分類M（宿泊業、飲食サービス業）のうち<br>中分類7 5（宿泊業）<br>大分類N（生活関連サービス業、娯楽業） ※ただし、小分類7 9 1（旅行業）は除く<br>大分類O（教育、学習支援業）<br>大分類P（医療、福祉）<br>大分類Q（複合サービス業）<br>大分類R（サービス業<他に分類されないもの>） |
| 製造業その他      | 上記以外の全て  |

※出展：中小企業庁 HP [http://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/kaitei\\_13.pdf](http://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/kaitei_13.pdf)

### 【支援金対象店舗等】

Q3 「店舗等」とは具体的に何を指すのか

A3 野洲市内の店舗、事務所、工場又は倉庫です。

【例】 資材置き場や駐車場の建物がない更地を借地しているが対象となるか。  
→ 対象となりません。

【例】 店舗等は自己所有だが、店舗等が立地している土地を賃借している場合については対象となるか。

→ 対象となります。

【例】 店舗に隣接して駐車場を借用しているが、対象となるか。

→ 対象となりません。

【例】 市内に実店舗がなく、管理機能のみの事務所を置く土地を借りているが、対象となるか。

→ 対象となります。

Q4 店舗兼住居の場合は対象となるのか。

A4 対象となります。なお、契約書等において借地料が確認できない場合は、確定申告書の写し等で対象経費を明示の上、賃借料の支払記録が確認できる資料（領収書の写し等）を添付してください。

Q5 市内の異なる住所地に事務所と店舗をそれぞれ借地契約しているが対象となるのか。

A5 市内に立地していれば対象となります。

Q6 店舗等の借地契約の借主が申請人と別名義となっているが、対象となるか。

A6 借地契約書の写しと併せて、申請者と契約書の借主の連名・押印により、申請者に当該物件の借地料の支払い義務があることと、申請者の事業の用に供していることについて、別紙により示してください。（「参考様式」参照）なお、借主が押印いただく印鑑については、契約書の印鑑と同じ印鑑を押印してください。

#### 【添付書類】

Q7 市内に店舗、事務所又は倉庫があることの確認ができる資料として、確定申告書以外にどのようなものがあるか。

A7 法人にあつては、印鑑証明書の写し、決算書の写し等が該当します。なお、個人事業主については、市内に住民登録があることが確認できる資料（住民票の写し、運転免許証の写し等）が該当します。（確定申告書の写しで確認できれば、これらの資料は必要ありません。）

Q8 店舗等の建物に係る借地契約書がないが、借地契約書の写しに代わる資料とはどのようなものか。

A8 借地料が発生していることが確認できるもので、確定申告書や借地料を支払している通帳の写し、領収書の写し等が該当します。

- ・ 確定申告書の写し
  - ・ 経費として計上している借地料の支払記録が分かる書類（領収書等）の写し
- ※ なお、領収書等の写しは、確定申告の際に対象店舗等の借地料として計上している経費と同額となる分（1年分）を添付してください。

### 【申請手続き】

Q9 申請書の提出方法はどのようなものがあるのか。

A9 申請書の提出は、原則、郵送のみとしています。また、市役所別館1階商工観光課窓口においても受付しております。

Q10 提出期限はあるのか。

A10 提出期限は、令和2年12月18日(金)までを予定しています。

### 【支援金の支払い】

Q11 支援金はいつ支払われるのか。

A11 交付決定通知書を送付後、30日以内に指定口座へ振り込みます。なお、口座情報の記載誤り等、申請内容に不備がある場合は、30日以上の期間を要することになりますので、ご注意ください。

参考様式

年 月 日

野洲市長あて

|       |                  |   |
|-------|------------------|---|
| 申 請 者 | 住所<br>名称<br>代表者名 | 印 |
|-------|------------------|---|

|            |          |   |
|------------|----------|---|
| 契約書賃借人（借主） | 住所<br>氏名 | 印 |
|------------|----------|---|

野洲市新型コロナウイルス感染症に伴う小規模事業者借地料臨時支援金申請に係る  
店舗等の借地人名義について

野洲市新型コロナウイルス感染症に伴う小規模事業者借地料臨時支援金交付要綱（令和2年野洲市告示第85号）（以下、「支援金交付要綱」という。）第5条第1項第3号の規定により提出した資料における借地料については、申請者に支払い義務があるとともに、支援金交付要綱で規定する申請者の事業の用に供していることに相違ありません。

※ 店舗等の契約書借地人（借主）の印鑑については、添付する契約書の写しに押印している印鑑と同じものを押印してください。